

地方消費税の税額計算

設例を参考に、地方消費税額を計算します。

step.16 地方消費税の課税標準となる消費税額を計算する

step.16-1

付表4-1及び4-2⑨欄に記入がある場合は、⑨差引税額を付表4-1及び4-2⑫欄に転記します。

付表4-1及び4-2⑧欄に記入がある場合は、⑧控除不足還付税額を付表4-1及び4-2⑪欄に転記します。

※ 税率 6.24% 及び 7.8% 適用分については、地方消費税率が同じであることから、付表 4-1⑨又は⑧D及びE欄の合計額を付表 4-1⑫又は⑪E欄に記入します。

step.16-2

付表4-1及び4-2⑫欄の金額から⑪欄の金額を差し引いて、合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額を計算し、付表4-1及び4-2⑬欄に記入します。

設例 甲野商店の場合

step.16-1

付表4-2⑫C欄、⑫X欄及び付表4-1⑫X欄に、付表4-2⑨C欄 160,121 円

付表4-1⑫E欄に、付表4-1⑨D欄 29,578 円と⑨E欄 27,238 円の合計金額 56,816 円をそれぞれ転記します。

また、付表4-1⑫F欄は 160,121 円 + 56,816 円 = 216,937 円と求められます。

step.16-2

合計地方消費税の課税標準となる消費税額は、216,937 円 - 0 円 = 216,937 円と求められます。

step.17 譲渡割額（納税額）又は譲渡割額（還付額）を計算する

次の計算式により計算し、計算結果を付表4-1及び4-2⑭又は⑮欄に記入します。また、付表4-1⑮F欄の金額から⑭F欄の金額を差し引いて、合計差引譲渡割額を計算し、⑮F欄に記入します。

税率6.3%
適用分

地方消費税の課税標準となる消費税額
(⑪控除不足還付税額又は⑫差引税額) $\times \frac{17}{63} =$ 譲渡割額
(⑭還付額又は⑮納税額)

税率6.24%、7.8%
適用分

地方消費税の課税標準となる消費税額
(⑪控除不足還付税額又は⑫差引税額) $\times \frac{22}{78} =$ 譲渡割額
(⑭還付額又は⑮納税額)

設例 甲野商店の場合

step.17-1

譲渡割額（納税額）は、次のように求められます。

税率6.3%適用分 (付表4-2⑮C欄、X欄及び付表4-1⑮X欄に記入) 160,121 円 $\times \frac{17}{63} =$ 43,207 円

税率6.24%、7.8%適用分 (付表4-1⑮E欄に記入) 56,816 円 $\times \frac{22}{78} =$ 16,025 円

合計 (付表4-1⑮F欄に記入) 43,207 円 + 16,025 円 = 59,232 円

step.17-2

合計差引譲渡割額は、59,232 円 - 0 円 = 59,232 円 (付表4-1⑮F欄に記入)と求められます。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

甲野商店の付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表は、以下のとおりです。

第4-(3)号様式

付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡易

課税期間		平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称		甲野 太郎
区 分	旧税率分小計	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合 計 F	
	X	D	E	(X+D+E)	
課税標準額 ①	(付表4-2の①X欄の金額) 円	円	円	※第二表の①欄へ	
	12,708,000	2,370,000	1,746,000	16,824,000	
課税資産の譲渡等の対価の額 ①	(付表4-2の①-X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ	
	12,708,333	2,370,370	1,746,363	16,825,066	
消費税額 ②	(付表4-2の②X欄の金額)	※付表5-1の①D欄へ ※第二表の⑧欄へ	※付表5-1の①E欄へ ※第二表の⑨欄へ	※付表5-1の①F欄へ ※第二表の⑩欄へ	
	800,604	147,888	136,188	1,084,680	
貸倒回収に係る消費税額 ③	(付表4-2の③X欄の金額)	※付表5-1の②D欄へ	※付表5-1の②E欄へ	※付表5-1の②F欄へ ※第一表の③欄へ	
控除対象仕入税額 ④	(付表4-2の④X欄の金額)	(付表5-1の③D欄又は④D欄の金額)	(付表5-1の③E欄又は④E欄の金額)	(付表5-1の③F欄又は④F欄の金額) ※第一表の④欄へ	
	640,483	118,310	108,950	867,743	
返還等対価に係る税額 ⑤	(付表4-2の⑤X欄の金額)	※付表5-1の③D欄へ	※付表5-1の③E欄へ	※付表5-1の③F欄へ ※第二表の⑪欄へ	
貸倒れに係る税額 ⑥	(付表4-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑤欄へ	
控除税額小計 ⑦	(付表4-2の⑦X欄の金額)			※第一表の⑥欄へ	
(④+⑤+⑥)	640,483	118,310	108,950	867,743	
控除不足還付税額 ⑧	(付表4-2の⑧X欄の金額)	※①E欄へ	※①E欄へ		
(⑦-②-③)					
差引税額 ⑨	(付表4-2の⑨X欄の金額)	※①E欄へ	※①E欄へ		
(②+③-⑦)	160,121	29,578	27,238	216,937	
合計差引税額 ⑩				※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ	
(⑨-⑧)				216,937	
控除不足還付税額 ⑪	(付表4-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)		
差引税額 ⑫	(付表4-2の⑫X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)		
	160,121		56,816	216,937	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 ⑬	(付表4-2の⑬X欄の金額)		※第二表の⑫欄へ	※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ ※第二表の⑬欄へ	
(⑫-⑪)	160,121		56,816	216,937	
譲渡還付額 ⑭	(付表4-2の⑭X欄の金額)		(⑪E欄×22/78)		
割納税額 ⑮	(付表4-2の⑮X欄の金額)		(⑫E欄×22/78)		
	43,207		16,025	59,232	
合計差引譲渡割額 ⑯				※マイナスの場合は第一表の⑫欄へ ※プラスの場合は第一表の⑬欄へ	
(⑬-⑭)				59,232	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨て。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表4-2を作成してから当該付表を作成する。

(R1.10.1以後終了課税期間用)

甲野商店の付表4-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕は、以下のとおりです。

第4-(7)号様式

付表4-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

課税期間		平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称	甲野 太郎	
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)
課税標準額①		000	000	12,708,000	12,708,000
課税資産の譲渡等の対価の額①	※第二表の⑫欄へ			12,708,333	12,708,333
消費税額②	※付表5-2の①A欄へ ※第二表の⑬欄へ			800,604	800,604
貸倒回収に係る消費税額③	※付表5-2の②A欄へ				
控除対象仕入税額④	(付表5-2の⑤A欄又は⑥A欄の金額)			640,483	640,483
返還等対価に係る税額⑤	※付表5-2の③A欄へ				
貸倒れに係る税額⑥					
控除税額小計額⑦ (④+⑤+⑥)				640,483	640,483
控除不足還付税額⑧ (⑦-②-③)					
差引税額⑨ (②+③-⑦)				160,121	160,121
合計差引税額⑩ (⑨-⑧)					
控除不足還付税額⑪	(⑧B欄の金額)				
差引税額⑫	(⑧C欄の金額)			160,121	160,121
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額⑬ (⑫-⑪)	※第二表の⑭欄へ			160,121	160,121
譲渡還付額⑭	(⑬B欄×25/100)				
割納税額⑮	(⑬B欄×25/100)			43,207	43,207
合計差引譲渡割納額⑯ (⑮-⑭)					

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表4-1を作成する。

(R1.10.1以後終了課税期間用)

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等